

夜間対応型訪問介護「基準チェックシート」

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
I 基本方針						
1 基本方針	指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間ににおいて、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間ににおいて安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助が行われていますか。	条例第46条 運営基準第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
2 指定夜間対応型訪問介護	(1) 指定夜間対応型訪問介護は、次のサービスを一括して提供していますか。 ①定期巡回サービス ②オペレーションセンターサービス ③随時訪問サービス (2) 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、22時から翌朝6時までの間を含むものとなっていますか。	条例第47条 運営基準第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・夜間対応型訪問介護計画 ・業務日誌 ・サービス提供票 ・サービス提供の記録
3 オペレーションセンター	(1) オペレーションセンターは設置されていますか。 ※定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができます。 (2) オペレーションセンターの設置数は適切ですか。 ※ オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置する必要があります。 ※オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。	条例第47条 運営基準第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・平面図
II 人員基準						
1 訪問介護員等の員数	(1) 【オペレーションセンター従業者】 従業者数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じてオペレーター1人以上及び利用者の面接その他の業務を行なう者（面接相談員）として1人以上確保されるために必要な員数となっていますか。 ※ <u>オペレーター</u> とは、夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者から通報を受ける業務に当たる従業者をいいます。 ※ <u>面接相談員</u> は、面接を適切に行なうために配置するもので、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等が従事することで差し支えありません。 (2) オペレーターは、下記の資格要件を満たしていますか。 ※オペレーターになれる資格要件 ①看護師、②介護福祉士、③医師 ④保健師、⑤社会福祉士、⑥准看護師 ⑦介護支援専門員 ⑧一定の要件を満たす場合、サービス提供責任者として1年以上従事した者 (ただし介護職員初任者研修修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあっては、3年以上) ※オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員の資格。	条例第48条 運営基準第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・訪問介護記録 ・職員履歴書、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
		条例第48条 運営基準第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
	<p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に以下のいずれかの施設等がある場合において、当該施設職員をオペレーターとして充てる場合、当該施設等の利用者等の処遇に支障はありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定短期入所生活介護事業所 ②指定短期入所療養介護事業所 ③指定特定施設 ④指定小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑥指定地域密着型特定施設 ⑦指定地域密着型介護老人福祉施設 ⑧指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨指定介護老人福祉施設 ⑩介護老人保健施設 ⑪指定介護療養型医療施設 ⑫介護医療院 <p>(3) 【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっていますか。</p>	条例第48条 運営基準第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
	(4) 【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所・指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の職務に従事する	条例第48条 運営基準第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 管理者	(1) 管理者は常勤専従職員を配置していますか。 (2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・日中のオペレーションセンターサービスを実施し、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合で、当該指定訪問介護事業所の職務と兼務している場合は、事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：() 職種名：() 勤務時間：()	条例第49条 運営基準第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・職員勤務表 ・訪問介護記録 ・出勤簿

(注) 事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

III 設備基準

1 設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。 (2) オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器 ②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ※上記①に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができます。 (3) 利用者に対して、当該利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器（ケアコール端末）を配布していますか。 ※ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。	条例第50条 運営基準第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・平面図 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届 ・運営規程 ・レンタル契約書
-----------	--	-------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--

IV 運営基準

1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項 (2) オペレーションセンターを設置しない指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行っていますか。 (3) 随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行っていますか。	条例第60条（第10条準用） 運営基準第18条（第3条の7準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・同意に関する記録
-----------------	--	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありますか。	条例第60条（第11条準用） 運営基準第18条（第3条の8準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第60条（第12条準用） 運営基準第18条（第3条の9準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供依頼書
4 受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	条例第60条（第13条準用） 運営基準第18条（第3条の10準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	条例第60条（第14条準用） 運営基準第18条（第3条の11）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録
	(2) 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 心身の状況等の把握	オペレーションセンター従業者による面接、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第60条（第15条準用） 運営基準第18条（第3条の12）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点
7 居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	条例第60条（第16条準用） 運営基準第18条（第3条の13準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・情報提供に関する記録
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第60条（第17条準用） 運営基準第18条（第3条の14準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画(1)(2)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第60条（第18条準用） 運営基準第18条（第3条の15準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画(1)(2) ・サービス計画表 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第60条（第19条準用） 運営基準第18条（第3条の16準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画(1)(2) ・サービス計画表 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・サービス提供票 ・業務マニュアル
11 身分を証する書類の携行	訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第60条（第20条準用） 運営基準第18条（第3条の17準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
12 サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	条例第60条（第21条準用） 運営基準第18条（第3条の18準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画書 ・訪問介護記録

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分（1～3割）の支払を受けていますか。	条例第60条（第22条準用） 運営基準第18条（第3条の19準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程 (利用料その他の費用の確認) (実施地域の確認)
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・車両運行日誌 ・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(3) 利用者から次の費用の額の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ①通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額 ②利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用者から支払いを受ける費用の額に、ケアコール端末にかかる設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第60条（第23条準用） 運営基準第18条（第3条の20準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供証明書（控） (介護給付費明細書代用可)
15 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	条例第51条 運営基準第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訪問介護計画書 ・訪問介護記録 ・サービス提供票 ・計画作成の打合せに関する記録 ・相談、苦情に関する記録 ・利用者に関する記録 ・評価を実施した記録
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	条例第52条 運営基準第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訪問介護計画書 ・訪問介護記録 ・サービス提供票 ・計画作成の打合せに関する記録 ・相談、苦情に関する記録 ・利用者に関する記録
	(2) 隨時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 隨時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提要方法等について必要な事項を理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘察し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理办法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 夜間対応型訪問介護計画の作成	(1) オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。	条例第53条 運営基準第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・夜間対応型訪問介護計画書 ・居宅サービス計画書

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
	(2) 夜間対応型訪問介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 夜間対応型訪問介護計画書作成後に、居宅サービス計画が作成又は変更された場合、必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 夜間対応型訪問介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者等から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 夜間対応型訪問介護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求める」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から夜間対応型訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めていますか。	平18老計発0331004 第三の二の4 (2)の⑥(同第三の一の4(16)の⑫準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・夜間対応型訪問介護計画の提供記録
	(6) 夜間対応型訪問介護計画書の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。	条例第60条（第28条準用） 運営基準第18条（第3条の25準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス利用票 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・訪問介護記録
19 利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	条例第60条（第29条準用） 運営基準第18条（第3条の26準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市に送付した通知に係る記録
20 緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	条例第54条 運営基準第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・利用者に関する記録 ・訪問介護記録
21 管理者及びオペレーションセンター従業者の責務	(1) 事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。 (2) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行っていますか。	条例第55条 運営基準第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・組織図、組織規程等 ・業務日誌等 ・運営規程 ・職務分担表 ・サービス提供の記録 ・サービス利用票
22 運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料 その他費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧虐待の防止のための措置（令和6年3月31日まで は、努力義務とする経過措置あり） ⑨その他運営に関する重要事項	条例第56条 運営基準第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・指定申請及び変更届（写）

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
23 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	条例第57条 運営基準第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表
	(2) 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。 ※所定の要件に該当する場合、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を行わせることができます。 ※オペレーションセンターサービスについては、所定の要件に該当する場合、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所と密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族からの通報を受けることができます。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供の記録 ・サービス利用票
	(3) 訪問介護員等に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・勤務表 ・研修計画 ・研修会の資料、記録
	(4) 事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ハラスメント防止にかかる方針
24 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じていますか。	条例第33条の2 運営基準第3の30の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・業務継続計画書 ・研修計画等
	(2) 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 衛生管理等	(1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	条例第60条（第34条準用） 運営基準第18条（第3条の31準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・健康診断の記録 ・衛生マニュアル ・感染症マニュアル等
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。 ② 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③ 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 〔令和6年8月31日までには、 努力義務とする経過措置あり〕		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・委員会開催記録等 ・まん延防止のための指針 ・研修の計画書及び記録 ・訓練の計画書及び記録
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26 掲示	運営規程や勤務体制表等、その他重要事項を事業所内に掲示していますか。 (書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができます。)	条例第60条（第35条準用） 運営基準第18条（第3条の32準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・掲示物
27 秘密保持等	(1) 正當な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第60条（第36条準用） 運営基準第18条（第3条の33準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・誓約書等

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
	(2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・誓約書等利用者及び家族の同意書
28 広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第60条（第37条準用） 運営基準第18条（第3条の34準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・パンフレット等 ・ポスター
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第60条（第38条準用） 運営基準第18条（第3条の35準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例第60条（第39条準用） 運営基準第18条（第3条の36準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31 地域との連携	(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が派遣する事業に協力していますか。	条例58条 運営基準第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営推進会議の記録 ・評価を実施した記録
	(2) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、正当な理由がある場合を除き、居住する利用者以外の者に対しサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・概況説明 ・パンフレット等

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
32 事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無： 有 ・ 無	条例第60条（第41条準用） 運営基準第18条（第3条の38準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 <p>※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱 参照</p>
	(2) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発防止のための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33 虐待の防止	事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っていますか。 ②事業所における虐待防止のための指針を整備していますか。 ③事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。 ④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 令和6年3月31日までは、 努力義務とする経過措置あり </div>	条例第60条（第41条の2準用） 運営基準第18条（第3条の38の2準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催記録等 ・虐待防止のための指針 ・研修の計画書及び記録
34 会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	条例第60条（第42条準用） 運営基準第18条（第3条の39準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類
35 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第59条 運営基準第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者に対する介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備していますか。 ①夜間対応型訪問介護計画 ②具体的なサービスの内容等の記録 ③利用者に関する市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・訪問介護計画書 ・サービス提供記録 ・市への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
	(3) (2)の①～⑤の書類について、以下の期間保存していますか。 ① (2)の①及び②については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで ② (2)の③から⑤までについては、その完結の日から2年を経過した日まで		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

V 変更の届出等

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
変更の届出	<p>事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定夜間対応型訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。</p> <p>①事業所の名称 ②事業所の所在地 ③申請者の名称及び主たる事務所の所在地 ④代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ⑤申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ⑥事業所の建物の構造構造、平面図、設備の概要及び専用区画等 ⑦事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑧運営規程 ⑨地域密着型介護（予防）サービス（計画）費の請求に関する事項 ⑩役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪法人・事業所の電話番号及びFax番号</p>	法第78条の5 則第131条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・届出書の控